

関係学校長 様

京都府知事 西脇 隆俊

令和 8 年度京都府高校生等修学支援事業の実施について

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第31号）及び京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱（平成17年京都府告示第253号）に基づき、令和 8 年度京都府高校生等修学支援事業を実施します。

つきましては、下記により事業内容の周知、申請書類の取りまとめ及び提出等について、よろしくお願ひします。

記

1 事業の周知

別添の「令和 8 年度京都府高校生等修学支援事業貸与申請案内（8-8）」（以下「貸与申請案内」という。）を生徒（親権者又は未成年後見人が京都府の区域内に住所を有している者に限る。）全員に配布し、令和 8 年度の事業内容について、お知らせしてください。

2 令和 8 年度高校生等修学支援事業制度概要

(1) 制度概要

貸与申請案内に記載のとおり

(2) 対象者等

事業（制度）名	対象者等
① 高等学校等修学金貸与制度（月額） 生徒に京都府から貸与	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在学し、正規の修業年限を終えていない者
①-（1）高等学校等修学支度金貸与制度（入学一時金） 生徒に京都府から貸与	①の高等学校等修学金の貸与を受ける者で、令和 8 年度入学生
①-（2）修学支度金特別融資利子補給制度（入学一時金） 保護者が金融機関融資利用	①の高等学校等修学金の貸与を受ける者で、令和 8 年度入学生の保護者
② 修学支援特別融資利子補給制度 保護者が金融機関融資利用	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）に在学し、正規の修業年限を終えていない者の保護者 * 令和 6・7 年度入学生は分割融資コースのみ申込み可 * 令和 8 年度入学生は一括融資コース又は分割融資コースの申込み可

※①と②、①-（1）と①-（2）は、それぞれ所得によりどちらか一方が該当になります。